

【期間】2月16日(火)～3月15日(月)

所得の申告時期となりました

～申告は正しく早めに!!～

令和2(2020)年分所得の申告時期となりました。令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間の所得を申告してください。申告の対象は、所得税、市県民税、国民健康保険税です。相談会場・時間は次のページの一覧表のとおりです。今年度の申告相談は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて行います。密を避けるため相談ブースを減らします。できる限りe-tax(確定申告のみ)や郵送で申告してください。

事業規模の大きい方(所得金額がおおむね300万円を超える方)や不動産の譲渡所得、住宅借入金等特別控除を受ける方、青色申告をする方は、税務署で相談してください。

《問合せ》税務課 ☎21-9045

期限内に必ず申告を!

所得の申告は、所得証明書
の発行、介護保険料・後期高
齢者医療保険料の算定、福祉
医療(乳児医療等)・児童手当
の給付、保育所の入所や市営
住宅入居の手続きなどに必要
です。申告がないと、これら
に關係する諸証明の発行など
ができませんので、期限内に
申告をしてください。

必要な書類・証明書・印鑑を
忘れずに!

相談に来る前に「令和3年
度市民税・県民税申告のてび

き」をよく読んで、帳簿など
は必ず整理しておいてくださ
い。来庁時には、申告者本人
が申告書を作成の上、必要な
書類・証明書・印鑑を必ず持
参してください。帳簿の整理
ができていない場合や必要書
類がない場合は、相談をお断
りすることがあります。

※令和2年分以降の医療費控

除には「医療費控除の明細
書」の添付が必要です。領
収書の添付だけでは受けら
れません。

市県民税・ 国民健康保険税の申告

申告の必要な方

市県民税・ 国民健康保険税の申告

令和3年1月1日現在、本
市に住所があり、令和2年中
に所得のあった次の方

○給与・公的年金以外の所得
がある方(営業・農業、不

動産、配当、雑などの所得)

○勤務先から市役所に給与支
払報告書が提出されていな

い給与がある方

○雑損控除・医療費控除・寄
附金控除など各種控除の適
用を受けようとする方

申告の不要な方

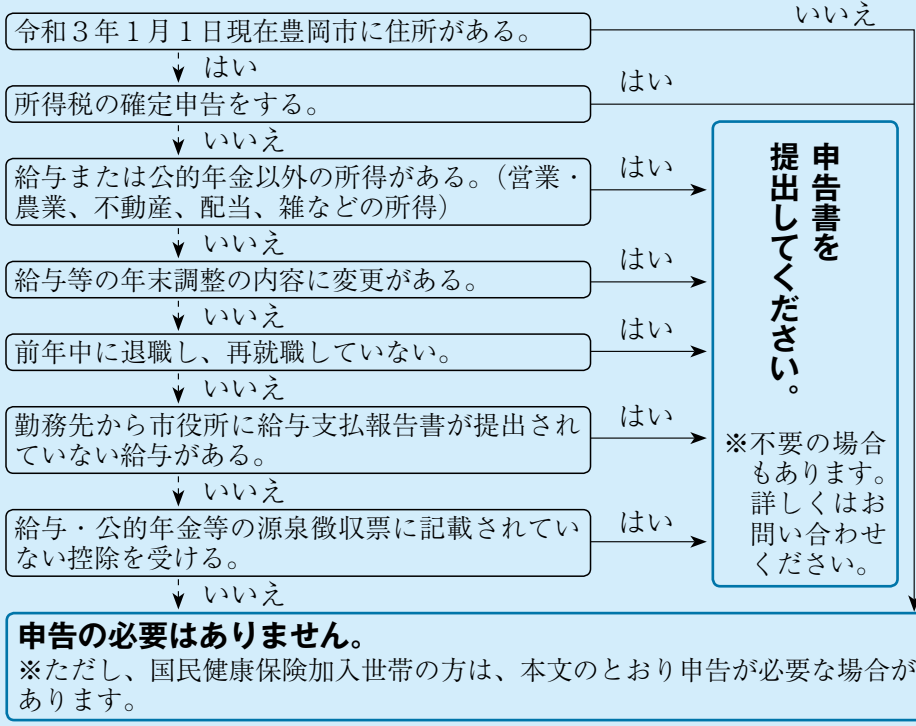
○所得税の確定申告をする方

○給与所得者で、勤務先から
市役所に給与支払報告書が
提出されていて、他に所得

がない方

○収入が公的年金のみの方

市県民税・国民健康保険税申告書提出の要否



(ただし、源泉徴収票に記
載されていない控除を受け
る場合は申告が必要です)
※国民健康保険加入世帯の方
で、申告が不要となる方で
あっても「低所得者軽減」の
関係で、所得の有無にかか

※掲載している情報は編集時点(1月14日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。

わらず申告書の提出が必要な場合があります。

市県民税申告書(兼国民健康保険税申告書)の配布

昨年、市県民税申告書を提出し、今年も申告が必要と思われる方には、1月下旬に郵送します。

給与所得以外の市県民税の納付方法

市県民税を特別徴収(給与から天引き)で納付する方で、給与以外の所得分を普通徴収(自身で納付)したい方は、確定申告書等への記載が必要です。

マイナンバーの記載

申告書には、マイナンバーを記載してください。提出の際には、申告者の①②いずれかの確認書類の提示(原本)または提出(コピー)が必要です。

①マイナンバーカード(個人番号カード)※コピーの場合
②次のアから1つ、イから1つ、合計2つの証明書類

ア○通知カード(氏名・住所が住民票の内容と一致している場合のみ可)
イ○住民票の写し(マイナン

バー記載あり)など
イ○運転免許証

○公的医療保険の被保険者証(保険証)

○パスポート
○身体障害者手帳など

《申告相談会場一覧表》

申告相談会場	2月							3月											
	16	17	18	19	22	24	25	26	1	2	3	4	5	8	9	10	11	12	15
	火	水	木	金	月	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月
豊岡税務署 別館1階	所得税の確定申告 【受付】午前8時30分～午後4時 【相談】午前9時～受付分終了																		
本庁舎2階大会議室 城崎・竹野・日高・ 出石・但東庁舎	市県民税・国民健康保険税の申告(所得税の申告も可) 【受付】午前8時30分～午後4時 【相談】午前8時30分～正午、午後1時～受付分終了																		

《夜間・休日相談》

相談	月日	受付時間	相談会場
夜間相談	2月19日(金)	午後6時～8時	本庁舎2階大会議室、城崎・竹野・日高・出石・但東庁舎
休日相談	3月7日(日)	午前8時30分～11時30分	

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、受付時間内であっても人数制限を行う場合があります。
※会場開設当初と申告期限間際は混雑が予想されます。
※感染拡大防止などのため、所得税の申告はで

きるだけ電子申告(e-Tax)を利用してください。
※竹野庁舎のみ竹野地域在住者を対象として、試験的に事前電話予約制を導入します。詳しくは、竹野振興局市民福祉課(☎21-9074)にお問い合わせください。

申告相談会場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

●来場する方への感染防止対策のお願い

○感染防止の三つの基本「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」の徹底
○会場入口で、検温と手指消毒
○密を避けるため、相談ブースや待合席を減らします。
※混雑時には入場制限や再来場をお願いすることがあります。

●申告相談をご遠慮いただく場合

次のいずれかに該当する場合は、来場をご遠慮ください。
○37.5度以上の発熱(平熱と比べて高い発熱)がある。
○咳、倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害など感

染が疑われる自覚症状がある。

○同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる。
○過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴または当該在住者との濃厚接触がある。
※今後の感染拡大状況等により変更となる場合があります。

●感染リスクを下げるために

相談時間を短縮するため次のことをお願いします。営業・農業・不動産所得がある方は「収支内訳書」、医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」を事前に作成して来場してください。
※作成していない場合は、準備しなおして再度来ていただく場合があります。

※掲載している情報は編集時点(1月14日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。